

森林吸収源対策の財源確保を求める意見書

森林吸収源対策の財源の確保については、昨年末の与党税制改正大綱において、①地球温暖化対策税について、木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けた活用の充実を図ること、②都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討することが盛り込まれ、長年の要望であった安定財源の確保についての道筋が果たところである。

森林吸収源対策として、間伐等の森林整備を推進することは、①京都議定書第二約束期間における我が国の目標の達成及びパリ協定で我が国が提出した約束草案の目標の達成に直接つながること、②森林整備とともに、生産された木材をマテリアル利用やエネルギー利用し化石燃料の使用を代替することで、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収の均衡を達成する」とのパリ協定の目標に大きく貢献することなどの効果がある。

加えて、国土の七割を占める森林の整備を進めることは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮や、山村地域の雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。よって、政府におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

一 森林吸収源対策としての森林整備は、国土保全などの森林の多面的機能の発揮や地方創生に大きく貢献することから、国民から広く薄く負担してもらおう全国版の森林環境税を早期に導入すること。その際には、既に同様の税制を導入している地方自治体が従前より不利にならないように十分調整を行うこと。なお、当該制度が導入されるまでの間は、森林整備等の推進のための予算を十分に確保すること。

二 平成二十九年度当初予算において、地球温暖化対策税について、木材のマテリアル利用や木質バイオマス利用の推進に向けた予算の拡充を図ること。

三 平成二十八年度から創設された、森林吸収源対策に係る地方財政措置については、今後の森林整備を推進する上での条件整備として欠かせないものであるため、平成二十九年度以降も継続し内容を拡充すること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十四日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
農林水産大臣 山本有二殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 高市早苗殿